

大牟田市立宅峰中学校保護者教師会規約

第 1 章 名 称

- 第 1 条 本会は、名称を宅峰中学校保護者教師会（P T A）とし、事務局を大牟田市立宅峰中学校に置く。

第 2 章 目 的

- 第 2 条 本会は、学校、家庭、地域の協力により、教育の振興を図ることを目的とする。本会は、政治団体・政党に無関係であり、営利を目的とせず、宗教に拘らず、学校行政や教育方針に干渉しない。

第 3 章 事 業

- 第 3 条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 教育についての研究調査
- 2 学校施設・資料の整備援助
- 3 会員の知識・教養の向上
- 4 生徒の福祉増進並びに校外補導
- 5 教育振興に関する公共機関の協力要請
- 6 その他、目的達成に必要な事項

第 4 章 会 員

- 第 4 条 本会の会員となることのできる者は次のとおりである。

- 1 本校に在籍する生徒の保護者
- 2 本校に勤務する校長及び教職員
- 3 本学区内に居住し本会の趣旨に賛同する者。ただし、理事会において決定する。

- 第 5 条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

- 第 6 条 会員は会員となった月から会費を納めなければならない。

第 5 章 会 計

- 第 7 条 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

1 一般会計は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁される。

2 特別会計は、物品販売、バザー、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

第8条 一般会計の経理はすべて、総会で認められた予算に基づいて行われ、会費は附則で別に定める。

第9条 特別会計の経理は附則で別に定める。

第10条 一般会計及び特別会計は会計監査を受け、総会に報告しなければならない。

第11条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 役員

第12条 本会の役員は次のとおりとする。

1 会長 1名

2 副会長 2名

3 書記 2名（保護者・学校側各1名）

4 会計 2名（保護者・学校側各1名）

5 各役員は他の役員を兼ねることはできない。

第13条 役員の任期は1年とし再選を妨げない。ただし、同一役職については、原則3年を超えないものとするが、学校側役員はこの限りではない。

第14条 役員の選出は、役員選出規定により別に定める。

第15条 役員は理事会において承認し選任する。

第7章 会計監査

第16条 本会の経理を監査するために2名の会計監査を置く。

第17条 会計監査の選出は、役員選出規定により別に定め、理事会において承認し選任する。

第18条 会計監査の任期は1年とし、再選を妨げない。ただし、原則3年を超えないものとする。

第8章 総会

第19条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関であり、定足数は構成員の3分の1（委任状を含む）とする。また、特別な事情により開催できない場合は、書面による決議を行うことができる。

第20条 総会の議事は、規約改正並びに特別の定のある場合を除いて、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第21条 総会は会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めた場合、又は会員の1割以上の要求があった場合には、会長は総会を招集しなければならない。

第9章 役員会及び理事会

第22条 役員会は役員及び学校長をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

第23条 理事会は役員並びに常任委員会、臨時委員会の各委員長、校長及び教職員代表3名をもって構成され、総会の決議に基づいて本会の業務を運営し、かつ総会に提出する議案の調整及び作成を行う。

第24条 理事会の定足数は構成員の2分の1とする。

第25条 理事会は会長が招集する。ただし、構成員の4分の1以上の要求があった場合には、会長は理事会を招集しなければならない。

第26条 理事会の議事は、附則改正並びに特別の定のある場合を除いて、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10章 常任委員会及び臨時委員会

第27条 本会の活動に必要な事項について調査研究立案するために、常任委員会を置く。常任委員会については附則で別に定める。

第28条 理事会は必要に応じて臨時委員会を設けることができる。臨時委員会については附則で別に定める。

第29条 常任委員会、臨時委員会はいかなる事項についても理事会の承認を得なければ実行することはできない。

第11章 改正

第30条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし、改正案は総会の少なくとも1週間前に全会員に知らせておかなければならない。

第12章 補則

第31条 本規約は令和7年4月1日より実施する。

大牟田市立宅峰中学校保護者教師会規約（附則）

第 1 章 会 費

第 1 条 会費は月額 3 0 0 円とし、毎月納入しなければならない。

第 2 条 会費は総会において決定する。

第 2 章 役員の任務

第 3 条 会長の任務は次のとおりとする。

- 1 本会を代表する。
- 2 総会・理事会を招集する。
- 3 各常任委員会の委員長を委嘱する。
- 4 理事会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。
- 5 役員選出及び会計監査に関する集会を除いた（ただし、選考委員に選任された場合を除く）すべての集会に出席して、意見を述べることができる。

第 4 条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、その代理を務める。

第 5 条 書記の任務は次のとおりとする。

- 1 本会の事務局を担当する。
- 2 諸会議等の記録・通信・資料の保管、その他庶務一般事項を処理する。

第 6 条 会計の任務は次のとおりとする。

- 1 総会が決定した予算に基づいて一切の一般会計事務を処理する。
- 2 特別会計の事務一切を処理する。
- 3 総会において会計監査の監査を経た決算報告をする。
- 4 本会の財産を管理する。
- 5 一般会計の予算を立案する。

第 7 条 役員はそれぞれ 1 つの常任委員会を担当し、その委員会において意見を述べることができる。

第 8 条 役員に欠員が生じた場合は、理事会がこれを補充し、会員に周知する。なお、任期は前任者の残任期間とする。

第 3 章 会計監査の任務

第 9 条 会計監査は、年度の会計を監査し総会に報告する。

第4章 総 会

第10条 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は年度初めに開催し、臨時総会は、必要に応じて会長が臨時にこれを招集する。

第11条 総会には次の事項を討議する。

- 1 事業報告及び決算の承認。
- 2 次年度事業計画及び予算の承認。
- 3 その他重要な事項。

第12条 総会には議長団（正副議長）を置き、その都度会員の中より選出して議事の運営にあたる。

第5章 常任委員会・臨時委員会

第13条 常任委員会は学年委員会・総務委員会・広報委員会・地域委員会とする。

第14条 常任委員会の構成は次のとおりとし、任期は1年とする。

- 1 各委員会の構成については、学年委員会・地域委員会は原則として各学年から3名ずつ選出、3学年合計9名の構成（1年生については3小学校校区から各1名ずつ選出）とする。総務委員会・広報委員会は各学年から4名ずつ選出、3学年合計12名の構成とする。
- 2 常任委員会に欠員が生じた場合は、その所属の学年の中から選任する。なお、任期は前任者の残任期間とする。
- 3 各委員会は、委員の互選により正・副委員長を選出する。

第15条 学年委員会は、本会の会員の福利厚生に関する業務を行い、会員相互の親睦融和を促進することに努める。加えて、会員間の交流を深める行事の企画・運営を行うとともに、家庭と学校との連絡を密にして、学年共通の業務を処理する。

第16条 総務委員会は、他の委員会に属しない事業を立案計画する。また、物品販売やバザーなどを企画運営して、生徒の学習環境向上に努める。

第17条 広報委員会は、会員の意識の高揚と相互理解を深めるための広報活動を行う。

第18条 地域委員会は、地域生徒の健全育成を図り、補導機関との連携をとりながら、地域の諸問題の解決を図る。

第19条 臨時委員会は理事会においてその必要性に応じて発足し、その任務を終えると同時に解散する。

第20条 校長は、全ての会議に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 特別会計

第21条 特別会計は、規約第 2 章の目的を達成するために設ける。

第22条 特別会計の予算の立案及び執行は、理事会の多数決により決定する。ただし、理事会において特別決議を要すると決した場合は、臨時総会又は書面表決をもって決する。

第 7 章 改 正

第23条 附則は理事会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。改正の結果は総会に報告しなければならない。

第 8 章 補 則

第24条 本附則は令和 7 年 4 月 1 日より実施する。

大牟田市立宅峰中学校保護者教師会規約（規定）

第 1 章 規 定

第 1 条 本会の諸規定は次のとおりとする。

- 1 役員選出規定
- 2 旅費規定
- 3 慶弔規定
- 4 表彰規定

第 2 章 役員選出規定

第 2 条 役員及び会計監査・常任委員長（以下役員等という）の選出については、この規定による。

第 3 条 会員は全ての者が立候補又は推薦を受ける権利を有する。

第 4 条 役員等選出を行うときは、選考委員会を設ける。

第 5 条 選考委員会の構成については、原則として、当該年度に卒業予定の生徒を持つ役員・理事とする。

第 6 条 選考委員会の正副委員長各 1 名は、原則として、当該年度に卒業予定の生徒を持つ役員・理事の中から選出する。

第 7 条 選考委員は次の業務を行う。

- 1 立候補者及び推薦者の有無を確認するとともに、学校教育に理解があり、P T A 活動に熱心で会合等出席可能で、地域性及び男女の配分等を考慮して選考する。
- 2 候補者との交渉
- 3 その他選考事務に必要な事項

第 8 条 選考委員会は、選考の結果を理事会に報告する。

第 9 条 役員等は、理事会において出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 3 章 旅費規定

第10条 役員及び会員等が会議・研修会等に出席する場合の旅費の支給にはこの規定による。

第11条 旅費は下表を基準とし、下表以外の参加については予算の範囲内において理事会で決定する。
また、特別の場合は理事会において審議し、支給する。

大牟田市内	500 円	福岡市方面	4,000 円
南筑後ブロック管内	1,500 円	北九州・京築・筑豊方面	5,000 円
北筑後ブロック管内	2,500 円	熊本市方面	4,000 円

ただし、オンライン研修に参加した場合は、一律 1,000 円を支給する。

第12条 公共運賃の改正に応じて改正する。

第13条 会員が会費を必要とする P T A の公的な会合に参加する場合は、その参加費の全額を一般会計より支給する。一地区の役員交流会については、その参加費の半額を一般会計より支給する。

第 4 章 慶弔規定

第14条 会員並びに生徒に対する慶弔金の支給にはこの規定による。

第15条 この規定において慶弔金とは、次に掲げるものをいう。

- 1 弔慰金
- 2 災害見舞金
- 3 前項のほか、特別の場合は理事会において審議し、支給する。

第16条 慶弔金は、学校慶弔規定のとおりとする。

第17条 この規定適用についての返礼は一切行わない。

第 5 章 表彰規定

第18条 本会の表彰に関しては、この規定による。

第19条 表彰は、次の事項に該当するとき、原則として総会の席上でこれを行う。

- 1 この会の役員として 1 年間就任し、役職を辞するとき感謝状を贈呈する。
- 2 その他必要と認めたときは、理事会において審議し、表彰状・感謝状もしくは記念品を贈呈する。

第 6 章 改 正

第20条 規定は理事会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。改正の結果は総会に報告しなければならない。

第 7 章 補 則

第21条 本規定は令和 7 年 4 月 1 日より実施する。

大牟田市立宅峰中学校保護者教師会規約(細則)

第 1 章 目 的

第 1 条 規約並びに附則・諸規定を円滑に実行するため、細則を定める。

第 2 章 会 議

第 2 条 役員選考委員会が選出した候補者は、理事会で承認を得た後、次年度の役員予定者として役員予定者会議を開催する。

第 3 条 予定者会議は、引継ぎがスムーズに行われるよう十分に配慮した会議とする。

第 3 章 家庭教育委員会

第 4 条 市 P 連家庭教育委員会には、女性副会長が参加する。

第 5 条 女性副会長が選出されていない場合又は、事故ある場合は、理事会において理事会の中から担当者を選出する。

第 4 章 改 正

第 6 条 細則は理事会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。改正の結果は総会に報告しなければならない。

第 5 章 補 則

第 7 条 本細則は平成 2 8 年 4 月 1 日より実施する。